

まちの財政状況を公表します！

健全化判断比率等を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方自治体の財政健全性に関する比率を公表し、その比率に応じて、財政の早期健全化および再生などを図るための計画を策定・実行することにより、財政健全化を図ることを目的としています。

これまでは、財政再建の対象を“一般会計だけ”としていましたが、この法律により「早期健全化」や「財政再生」の対象を公営企業や一部事務組合、地方公社、第3セクターなどまで拡大し、監査委員の意見を付して議会に報告し、かつ、住民に公表することになりました。

公表するのは、次の2つの比率です

(健全化判断比率は4つに分類)

★「健全化判断比率」

- ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率 ④将来負担比率

★「資金不足比率」

「健全化判断比率」は、1つでも早期健全化基準以上(イエローカード)である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上(レッドカード)である場合は財政再生計画を定める必要があります。

「資金不足比率」は、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定める必要があります。

※標準財政規模
自治体が標準的な状態で通常収入されるであろう通常の一般財源の規模を示す指標で、普通交付税と地方税などが主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。

⑤資金不足比率
公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営健全化計画を策定しなければなりません。

④将来負担比率
地方債残高をはじめ一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%以上で財政健全化団体となります。

③実質公債費比率
一般会計が負担する実質的な公債費など(借金返済)の標準財政規模に対する比率で、公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分や一部事務組合への負担金なども要素に加えられます。

この比率が18%を超えると地方債を発行する際に国の同意ではなく、許可が必要になります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

②連結実質赤字比率
全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。19・16%以上で財政健全化団体、40%以上で財政再生団体になります。

①実質赤字比率
一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。14・16%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体になります。

用語解説

健全化判断比率および資金不足比率

平成19年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、下表の通りいずれも早期健全化基準を下回りました。

しかし、今後、地方交付税の減少も予想されるなど財政状況が厳しいことになり、引き続き行財政改革を進め、より健全な財政運営に努めます。

●健全化判断比率

指 標	芽室町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.16%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	19.16%	40.0%
③実質公債費比率	17.0%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	94.2%	350.0%	

※①②は、実質赤字および連結実質赤字とならなかったため「—(該当なし)」で表示しています。また、早期健全化基準は、平成19年度標準財政規模によって算定された適用比率です。

●資金不足比率

対象となる6会計(上水道事業会計・公立芽室病院事業会計・簡易水道特別会計・集落排水特別会計・公共下水道特別会計・地域開発事業特別会計)においては、いずれも資金不足にはなりませんでした。